

4月から支払い方法が変わります

コンビニで支払い可能に

下水道料金または「ジョウゲス イドゥリヨウキン」となります。
6 納付期限 ↓ 毎月月末

◎問い合わせ先
 水道部業務課料金係
 または各支所水道課

平成22年4月から、水道料金、下水道料金などの収納システムが新しくなることに伴い、メーター検針や納付書などの発送、口座振り替えなどの日程が市内全域で統一されます。

検針日や口座振り替え日は次のようになりますので、ご理解ご協力をお願いします。

- 1 検針日程 ↓ 1日から10日まで
- 2 検針した月の料金をその月に請求
- 3 下水道使用料(農業集落排水などの使用料を含む)と水道料金を合わせて請求
- 4 納付書の発送 ↓ 毎月15日ごろ
- ※コンビニエンスストアやゆうちょ銀行でも支払いが可能になります。支払い可能なコンビニに詳しく掲載しています。
- 5 口座振り替え日 ↓ 20日
- ※金融機関が休みの場合は、翌営業日
- ※再振り替え日 ↓ 翌月10日(督促手数料はかかりません)
- ※口座振り替え時の名称が「上

住所変更 手続き 引っ越しの際は忘れなく!

◎問い合わせ先
 本庁市民課
 登録係

本人または同一世帯員以外の方が届け出する場合は「委任状」が必要になります

転入

引っ越した日から14日以内に、新しい住所の番地、アパート名などを確認して届け出てください。
 引っ越す前には届け出できません。

届け出に必要なもの

- ▽前住所地で発行された転出証明書
- ▽窓口に来る人の印鑑と運転免許証またはパスポートなどの写真の貼ってある官公署が発行した身分証明書(お持ちでない場合は、健康保険被保険者証と年金手帳などの2点を持参してください)

転居(市内での引っ越し)

引っ越した日から14日以内に、新しい住所の番地、アパート名などを確認して届け出てください。
 引っ越す前には届け出できません。

届け出に必要なもの

- ▽窓口に来る人の印鑑と運転免許証またはパスポートなどの写真の貼ってある官公署が発行した身分証明書(お持ちでない場合は、健康保険被保険者証と年金手帳などの2点を持参してください)
- ▽市で発行した健康保険被保険者証、医療費受給者証、住民基本台帳カードなど

転出

市外に引っ越す時は転出先の住所を確認し、引っ越しの前後14日以内に届け出をしてください。

届け出に必要なもの

- ▽届け出に来る人の印鑑
- ▽窓口に来る人の印鑑と運転免許証またはパスポートなどの写真の貼ってある官公署が発行した身分証明書(お持ちでない場合は、健康保険被保険者証と年金手帳などの2点を持参してください)
- ▽印鑑登録をしている人は印鑑登録証
- ▽市で発行した健康保険被保険者証、医療費受給者証など

届け出しないまま引っ越した場合は郵送で届け出を

①転出届書②切手を張った返信用封筒③届け出人を確認できる運転免許証やパスポートまたは住民基本台帳カードや健康保険被保険者証などのコピーを同封し、〒021-8501(住所不要)一関市役所市民課までお送りください。
 届け出用紙は、市ホームページからもダウンロードできます。

また、①引っ越し人の氏名、生年月日②新住所、旧住所③引っ越しの年月日④届け出人の氏名、印鑑、昼間連絡がつく電話番号⑤住民基本台帳カードの有無一を記載した任意の書面での届け出も可能です。

住民基本台帳カードをお持ちの方は

転入・転出の届け出について、通常の転出証明書の交付を受けて転入届け出をすることができるほか、転出の届け出を行い、転入時に住民基本台帳カード提出による方法もあります。詳しくは市役所市民課までお問い合わせください。

住基カードでの転出・転入

市役所窓口

土日も窓口開きます

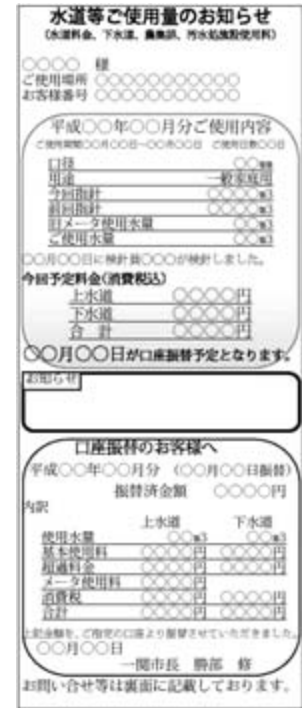
3月第3週、第4週と4月第1週は、市役所本庁と千厩支所の窓口業務を行います。

開庁日	開庁時間	開庁場所	取り扱い業務
3月20日④ 21日⑥ 27日④ 28日⑥	午前8時30分 ↓ 正午	本庁 (市民課、国保年金課、税務課、収納課、児童福祉課、社会福祉課、業務課)	住民異動届、戸籍の届出、戸籍・住民票等の証明書の交付、印鑑登録 国民健康保険届出、医療費など支給申請、後期高齢者医療各種申請 税務証明書の交付、納税
4月3日④ 4日⑥		千厩支所 (市民課、保健福祉課)	児童手当申請、介護保険異動関係手続き、障害者手帳変更手続き 水道給水の開始・中止の手続き(本庁のみ)

◎住民票の広域交付など、業務によっては取り扱いできないものや、手続き内容によっては持参していただくものがありますので、ご不明の点は事前にお問い合わせください。なお、窓口に来る人の本人確認資料を持参してください。

◎問い合わせ先…本庁 ☎ 2111 (代表)、千厩支所 ☎ 3958、☎ 3945

◆水道検針票のイメージ



◆各地域の変更点

地域	変更内容
一関	1 検針日程 5日～21日 → 1日～10日 2 請求月 検針した翌月に請求 → 検針した月に請求 3 納付書発送 10日 → 15日 4 口座振り替え日 15日 → 20日
花泉	1 口座振り替え日 23日 → 20日
大東	1 納付書 水道料金、下水道使用料を別々に請求 → 1枚の納付書で請求 2 口座振り替え日 月末 → 20日
千厩	1 口座振り替え日 24日 → 20日
東山	1 口座振り替え日 23日 → 20日
室根	1 納付書発送 8日 → 15日
川崎	1 納付書 水道料金、下水道使用料を別々に請求 → 1枚の納付書で請求 2 口座振り替え日 25日 → 20日

◆納付書のイメージ

